

環太平洋パートナーシップ（TPP）協定に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成27年7月2日

提出者

浅野俊雄
福田正明
原成充
糸原徳康
中村芳信
園山繁子
角智隆
須山勇義
加藤原常誉
藤山本誉美
田中明美

細田重雄
森山健一
五百川純寿
小沢秀多
田中八洲男
尾村利成
中島謙二
平生谷昭一
高越俊雅彦
吉橋雅紀
大田陽介

佐々木雄三
洲浜繁達
岡本昭二
大屋俊弘
和田章一郎
白石恵子
池田一
山根成二
岩田浩岳
遠藤力一
吉野和彦
高見康裕

(別紙)

環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定に関する意見書

環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定は、関税撤廃の例外措置を一切認めず、各国の制度・基準の変更を強いるものであり、ＴＰＰ協定が締結されれば、農林水産業をはじめ、地域の雇用、食の安全、医療制度等、我々の暮らしや地域経済・社会が崩壊してしまう恐れがある。

また、わが国農業は、交渉において関税の例外措置を求める重要品目以外にも、地域の特性を踏まえて様々な農業が営まれており、農林水産物の多くの品目が関税撤廃の対象になるとの懸念が広がっている。特に、農業が基幹産業として地域の活力維持・強化に重要な役割を果たしている島根県にとっては、関税が撤廃されればその影響はより深刻である。

このような中、本年４月以降、日米農産物協議に関し、コメの特別輸入枠を設定する方向で交渉が行われているといった報道もなされ、全国の生産者に大きな不安を与えている。

また、こうしたマスコミ報道のみが先行するなかで、情報開示に関する政府の対応は、混乱と不信を増幅させる事態を招いており、コメ等の交渉内容に関する具体的かつ数字入りの詳細な報道が正確でないのであれば、政府は国民の懸念を払しょくする十分かつ明確な説明を行うべきである。

については、農林水産物の重要品目の取り扱いのみならず、国民の暮らしやいのちに関わる食の安全やＩＳＤ条項、さらには情報開示について定めた衆参農林水産委員会決議を必ず実現することを強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

平成２７年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
経済再生担当大臣
内閣官房長官

【平成２７年７月２日原案可決】